

公立大学法人埼玉県立大学特任教員就業規則

平成25年4月1日

規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人埼玉県立大学職員就業規則（平成22年規則第22号。以下「職員就業規則」という。）第3条第6項に基づき、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）に勤務する特任教員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「特任教員」とは、職員就業規則第2条第2項に規定する教員以外の教員で、外部資金等によるプロジェクト等において教育研究に従事する特任教授、特任准教授及び特任助教の職にある者をいう。

2 前項の職については、公立大学法人埼玉県立大学組織規則（平成22年規則第6号。以下「組織規則」という。）第15条から第18条の規定を準用するものとする。

(法令との関係)

第3条 この規則及びこれに付随する諸規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び法人の他の規程の定めるところによる。

(雇用形態)

第4条 特任教員の雇用形態は、就業規則第2条第2項に定める教員と同様とし、就業に関する事項は、この規則に定めるもののほか、職員就業規則を準用する。ただし、職員就業規則第12条から第16条の規定は準用しない。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、雇用形態が公立大学法人埼玉県立大学非常勤職員就業規則（平成22年規則第23号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第2条に規定する非常勤職員と同様の特任教員（以下「非常勤特任教員」という。）とすることができるものとし、就業に関する事項は、この規則に定めるもののほか、非常勤職員就業規則を準用する。ただし、非常勤職員就業規則第8条から第11条の規定は準用しない。

(採用)

第5条 特任教員の採用は、職員就業規則を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤特任教員の採用は、非常勤職員就業規則を準用する。

(任期等)

第6条 特任教員は、5年以内の任期とする。ただし、非常勤特任教員は、1年以内の任期とする。

2 前項の任期が5年に満たないときは、採用時から5年に至るまでの期間を更新することができる。ただし、当該プロジェクト等の存続期間に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に就業規則第23条第1項に定める定年に達するときは、当該教員（非常勤特任教員は除く）の任期は、定年に達する日以降の最初の3月31日までとする。

(給与)

第7条 特任教員に支給する給与は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「給与規則」という。）を準用して決定する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤特任教員に支給する給与は、非常勤職員就業規則を準用して決定する。

(退職手当)

第8条 特任教員の退職手当は、公立大学法人埼玉県立大学職員の退職手当に関する規則（平成22年規則第28号。）を準用して支給する。ただし、勤続期間は、特任教員として在職した期間に限るものとし、その他の期間は算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤特任教員には退職手当を支給しない。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、特任教員の就業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。